

総務委員会

総務調査室

I 所管事項の動向

1 地方行政

(1) 第33次地方制度調査会の動向

ア 経緯

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、「地方自治」「地方分権」を重視する意識が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているとの指摘がなされた。

このようなことを背景として、令和4年1月14日、第33次地方制度調査会が発足し、同日、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ 審議の動向

第33次地方制度調査会では、まず、各議長会から「地方議会の在り方」について早期の審議を求める意見があったことを踏まえ、特に、議会の位置付け等の明確化、立候補環境の整備、議会のデジタル化等について集中的に審議を進め、令和4年12月28日、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめた（答申の内容については(3)イ参照）。

次いで、同調査会は、令和5年1月以降、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担・連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての議論を進めており、同年9月には、①災害や感染症のまん延等において個別法が想定しない事態が生じた場合に、国が地方公共団体に必要な指示を行うことができるようにすること、②地方公共団体に情報セキュリティ対策の方針の策定及びこれに基づく措置の実施義務を課すこと等を論点とする「総括的な論点整理（案）」が示された。今後、同調査会は更に議論を続け、同年末までに答申を取りまとめることを目指している¹。

なお、「骨太の方針2023²」においては、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、地方公共団体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、「法整備を視野に入れつつ検討を進める」とされており、地方制度調査会の答申の内容によっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の改正につながる可能性がある。

¹ 『時事通信社 iJAMP』（2023. 9. 11）

² 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

ア 標準化法の制定

地方公共団体においては、業務の遂行に当たって、様々な情報システム（住民基本台帳、地方税等）が活用されている。これらの情報システムは、各団体が独自にカスタマイズを行っているため、維持管理や制度改正時の改修などについて、各団体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的な負担となっている。また、今般の感染症対応において、国・地方の情報システムがそれぞれ異なり、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化したため、地方公共団体の情報システムの標準化を推進する必要性が高まった。

こうしたことを受け、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）が成立し、標準化対象事務³を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

イ 標準化への課題と基本方針の改定

政府は、令和4年10月、標準化法第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項を定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定し、令和7年度までにガバメントクラウド⁴を活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。

しかし、令和4年度の政府調査では、令和7年度に移行団体が集中すること、令和7年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。

そこで、政府は、令和5年9月に基本方針の一部を改定し、各団体の移行作業の前倒しを可能とするため、令和5年度中に移行計画の策定や移行先システム事業者の決定を行えるよう政府が地方公共団体を支援することとした。また、令和7年度末までに移行することを堅持しつつも、移行が極めて困難なシステム⁵については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

このほか、標準準拠システムへの移行に当たっては、経費の増大が懸念されており、地方六団体は、移行に要する経費を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」について、予算の大幅な拡充、補助上限額の見直し、交付対象の拡大を要望している⁶。これに対して、総務省は、令和6年度予算概算要求において、移行に必要となる経費を更に支援するため、

³ 政令（令和4年1月制定・施行）により、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20事務が標準化対象事務として定められた。

⁴ 政府共通のクラウドサービスの利用環境をいう。

⁵ ①現行システムがメインフレーム（大型汎用コンピュータ）であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたもの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。

⁶ 地方六団体「骨太方針の策定等について」（令和5年5月31日）。なお、中核市市長会は「地方公共団体情報システム標準化に係る緊急要望」（令和5年10月5日）において、中核市の移行経費について、その経費総額（補助対象となるものに限る。）の平均が18.1億円であるのに対し、補助上限額の平均が3.4億円であり、自治体負担率が平均76.4%に上るとの調査結果を示し、全額国費負担による財政措置を要望した。

デジタル基盤改革支援補助金を事項要求している。

(3) 地方議会

ア 議員のなり手不足への対応

地方議会に関しては、統一地方選挙における立候補者数の減少や無投票当選の増加が顕著であるなど、地方議会議員のなり手不足が課題となっており、第32次地方制度調査会等において、対応策の検討が行われた。

第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）では、議員のなり手不足の要因として、①議員の位置付けが不明確であること、②議員の請負禁止の範囲が不明確⁷であること、③立候補時の休暇・休職制度が未整備であること等を指摘し、特に、②については、禁止の対象となる請負範囲を明確化するとともに、個人の請負に関する規制（地方公共団体と取引のある個人が当該団体の議会議員になることを全面的に禁止）について、その緩和を検討する必要があると提言した。

同答申を受け、与野党で協議が続けられた結果、令和4年12月、請負の定義を明確化するとともに、地方公共団体と取引のある個人も、取引額が政令で定める額（年間300万円）以下であれば議員との兼業を可能とすること等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」（令和4年法律第101号）（議員立法）が成立した（令和5年3月1日施行）。

イ 第33次地方制度調査会の答申への対応

令和4年12月の第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」では、議員構成が性別や年齢の面で多様性を欠いていること等を指摘した上で、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現するために各議会等で取組が必要な事項（夜間・休日の議会開催、ハラスメント相談窓口の設置、議員報酬の水準の在り方の検討等）を示すとともに、①議会の位置付け等の明確化、②立候補環境の整備、③議会のデジタル化について提言した。

政府は、同答申を踏まえ、令和5年3月、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化や、地方議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の改正案を提出し、同年4月、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が成立した。

②立候補環境の整備については、同年1月及び3月、尾身総務副大臣（当時）が、経済団体の担当者と面会し、就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるなど、勤労者が立候補しやすい環境の整備について要請を行った。

また、③議会のデジタル化のうち、本会議へのオンライン出席⁸に関しては、同年2月、総務省が地方公共団体に通知を発出し、本会議における一般質問について、「出席が困難な

⁷ 判例では、地方自治法上、議員が禁止されている地方公共団体に対する「請負」は、民法上の「請負」よりも広く解されており、経済的営利的取引関係にあること及び一定の時間的継続性・反復性を有することを要するとされている。

⁸ 委員会については、条例改正等の措置を講じた上でオンラインにより出席することが可能とされている。一方で、本会議については、地方自治法で求められている議決や定足数の要件としての「出席」が「現に議場にいるもの」と解されているため、オンラインにより出席することはできないとされている。

事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で『質問』することは差し支えない」旨の考えを示した。

このように、同答申の提言事項については、一定の措置が講じられたが、地方からは、立候補休暇の保障や立候補に伴う不利益取扱いの禁止のための法改正、オンライン本会議を実現するための法改正などを求める声がある⁹。

(4) 地方公務員制度

ア 会計年度任用職員

(7) 会計年度任用職員制度の創設

地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により、常勤職員が大幅に減少する一方、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員（特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員）が増加していった。

臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となる反面、①通常の事務補助職員も「特別職」で任用している、②採用方法が不明確で制度の趣旨に沿わない任用が行われており一般職非常勤職員としての任用が進まない、③労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないなどの課題が指摘されていた。

そこで、平成29年に、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を図るほか、一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給を可能とする法改正¹⁰が行われた（令和2年4月1日施行）。

(イ) 制度の施行状況

総務省の調査¹¹によれば、令和2年4月1日現在の臨時・非常勤職員は約69.4万人（平成28年度調査比5.1万人増）となっている。このうち会計年度任用職員¹²は約62.2万人（同45.5万人増）であり、その約9割がパートタイムで任用されているが、単に財政上の制約を理由としたフルタイムでの任用の抑制は見られないとしている¹³。また、同調査によれば、約2割の団体は制度施行前よりも給料水準が下がった職種があるとしているが、その多くが給与決定原則を踏まえ適正化した結果としている。

一方で、一部の地方公共団体においては、期末手当の支給のための給料の引下げや、最低賃金を下回る賃金での募集が行われたとの報道がされているほか^{14、15}、公募なしの再任用は2回までとする地方公共団体が多い¹⁶ことから、制度の導入から3年となる本年3月以降、

⁹ 地方六団体「骨太方針の策定等について」（令和5年5月31日）、三重県議会「地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする法改正を求める意見書」（令和5年3月）等

¹⁰ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

¹¹ 総務省「会計年度任用職員制度等に関する調査結果」（施行状況の概要等）（令和2年4月1日時点）

¹² 平成28年は一般職非常勤職員

¹³ なお、会計年度任用職員のうち、女性の割合は全体の約8割を占める。

¹⁴ 『京都新聞』（2021.8.10）、『日本経済新聞』（2021.9.20）、『毎日新聞』（2023.1.24）等

¹⁵ 総務省は、「会計年度任用職員制度の適切な運用等について（通知）」（令和4年12月23日）において、「会計年度任用職員の給与水準の決定については、（略）地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること。」としている。

¹⁶ 総務省は、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（平成30年10月（令和

雇止めが多発することが懸念されている¹⁷。

(ウ) 勤勉手当の支給を可能にする改正

会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関しては、改正前の地方自治法上、フルタイムの会計年度任用職員は、勤勉手当の支給を可能とする規定があるものの、事務処理マニュアル¹⁸において支給しないことが基本とされ、また、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、規定されていなかった。

これは、制度創設の当初、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員との均衡や、各地方公共団体の期末手当の定着状況なども踏まえた検討課題とされていたためである。しかし、会計年度任用職員制度の運用開始から3年が経過し、国では対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給されており¹⁹、地方公共団体でもほぼ全ての団体が期末手当が支給される状況²⁰になっている。

加えて、令和4年地方分権改革に関する提案募集でも、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていた²¹。

これらを踏まえ、令和5年4月26日、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」(令和5年法律第19号)が成立した。また、フルタイムの会計年度任用職員に対しては、勤勉手当の支給が可能となるよう改正法の施行(令和6年4月)にあわせてマニュアルの改訂が予定されている²²。

イ 地方公務員の定年延長

(7) 定年延長に係る地方公務員法改正法の施行

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入する「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号。以下「国家公務員法等改正法」という。)が、令和5年4月1日に施行された。

地方公務員においても、国家公務員と同様に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するための「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)が同日に施行された。

なお、地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準に条例で定めることとさ

4年12月23日修正))において、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは連続2回を限度とするよう努めるとする国の対応を例示している。

¹⁷ 『河北新報』(2023.5.27)等

¹⁸ 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(平成30年10月)

¹⁹ 第211回国会衆議院総務委員会議録第10号(令和5年4月13日)大沢政府参考人(総務省自治行政局公務員部長)答弁

²⁰ 総務省「令和4年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」(令和4年12月23日)によれば、令和4年4月1日現在において99.5%の団体が期末手当を支給している。

²¹ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、令和4年度中に結論を得ることとされていた。

²² 「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)」(令和5年5月8日)

れているため、国家公務員の定年引上げに合わせ、条例改正によって引き上げられることとなる²³。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	～令和4年度	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(イ) 定年引上げに係る総務省の通知等

総務省は、制度施行に向けて各団体に対し、その運用に当たり留意すべき事項等についての通知²⁴を发出した。

その中で、①国家公務員の定年と同様に、地方公務員の定年を引き上げる条例を定める必要があること、②国家公務員において、60歳を超えた職員については当分の間の措置として給与水準が7割に設定されている（以下「俸給月額7割措置」という。）ことを考慮し、地方公務員の給与についても国家公務員の取扱いに基づき、条例を定める必要があること等を示した。

また、定年引上げに関し、地方財政審議会は、定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことを踏まえ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講ずるべきとの考えを示した²⁵。

(ウ) 60歳超の職員の給与に係る検討状況

国家公務員については、俸給月額7割措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、政府は、人事院の検討状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている²⁶。

令和5年8月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前・60歳超の職員の給与水準（給与カーブ）について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で検討を行っていくこととされた²⁷。同年9月に人事院に設置された人事行政諮問会議においては、人材育成や給与等の公務員人事管理の在り方について、課題横断的な議論を行うこととされ、同会議は、令和6年秋に提言を取りまとめるとしている。なお、同勧告においては、給与水準の在り方等について、令和6年以降も引き続き分析・研究・検討することとしている。

地方公務員については、地方公務員制度の在り方について総合的な見地から検討を行うため、総務省に「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が設置され、令和5年10月17日、初会合が開催された。

²³ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第2項

²⁴ 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和3年8月31日）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について（通知）」（令和4年3月31日）等

²⁵ 地方財政審議会「活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」（令和5年5月25日）

²⁶ 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）附則第16条第2項

²⁷ なお、同勧告においては、今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換（令和5年2月から6月に実施）から得られた、高齢期までを見据えた給与カーブ等の在り方についての考え方が示された。

2 地方財政

(1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法²⁸第6条第2項）。

このため、補正予算が編成され、国税5税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税5税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分²⁹は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、普通交付税の調整額の復活³⁰（調整戻し）に要する額を交付した上で、残額を特別交付税として交付することとされている（同法第6条の3第1項）。しかし、通常はこれをせず、翌年度の地方交付税の財源として繰り越すことが基本となっている³¹。

政府は、今臨時国会に令和5年度補正予算を提出するとの方針を示しているが、同補正予算によって地方交付税が増加する場合には、その取扱いを定めるため、地方交付税法等改正案などの所要の法律案が提出される可能性が高い。

(2) 令和6年度の地方財政への対応等

総務省は、令和5年8月31日、令和6年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、令和6年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和5年度地方財政計画と比べ、歳出は、①社会保障費の増加や会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給³²に要する経費の計上などによって一般行政経費が0.7兆円の増となったこと、②人事院勧告（令和5年8月7日）等を反映し、給与関係経費が0.3兆円の増となったことなどにより、全体として0.9兆円の増となっている。

歳入では、税収が引き続き好調と見込まれており、地方税等が0.7兆円の増、地方交付税も国税5税の増収に伴う法定率分の増等によって0.2兆円の増となっている。

²⁸ 昭和25年法律第211号

²⁹ 令和4年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が7,568億円（地方法人税分を除く。）増加する見通しとなっている。

³⁰ 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税（＝基準財政需要額－基準財政収入額）の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の94%）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

³¹ 令和4年度第2次補正予算（令和4年12月成立）では、地方交付税が1.9兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付（0.5兆円）、翌年度への繰越し（1.4兆円）などが行われた。

³² 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）において、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする改正（施行期日：令和6年4月1日）が行われた。

地方一般財源総額³³は、0.6兆円増の65.7兆円と見込まれており、水準超経費³⁴を除く交付団体ベースでは、0.6兆円増の62.8兆円となっている（水準超経費は令和5年度と同額）。

仮試算の結果では、地方税等や地方交付税の増により、財源不足は0.2兆円の減となり、3年連続で折半対象財源不足³⁵が生じない見込みとなっている。これに伴い、臨時財政対策債（赤字地方債）は0.3兆円の減となり、過去最少額の0.7兆円となっている。しかしながら、引き続き巨額の財源不足（1.8兆円）が生じることが見込まれるとして、地方交付税の概算要求において、交付税率の引上げを事項要求している。

なお、仮試算には、現時点で事業内容や規模が確定していない「こども・子育て政策の強化³⁶」に関する経費が計上されていないため、令和6年度地方財政対策に向けて、同経費の地方財政計画における計上額や国と地方の負担割合、安定的な地方財源の確保等について議論される可能性がある。

3 地方税

(1) 政府税制調査会の答申

令和3年10月4日に発足した岸田内閣は、基本方針（令和3年10月4日閣議決定）において、『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していく」とした。

翌月12日、岸田内閣総理大臣は、新しい資本主義を実現するため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行うよう政府税制調査会に諮問した。

当該諮問を踏まえ、同調査会は令和5年6月30日、岸田内閣総理大臣に答申³⁷した。この中では、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化・デジタル化、安全保障環境の変化等、我が国における経済社会の構造変化を概観し、その上で、個別税目の課題と「あるべき税制」の構築に向けた各税目の見直しの大きな方向性等について触れられている。

地方税に関しては、個人住民税の充実確保、固定資産税収の安定的確保、法人事業税に係る外形標準課税の見直しの検討の必要性等が示された。

³³ 地方一般財源とは、使途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

³⁴ 普通交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。

³⁵ 財源不足については、まず、建設地方債の増発等の様々な手段により措置されるが、これによっても、なお財源不足が生じる場合は、国と地方で折半して補填することとなっている。この「国と地方で折半して補填する財源不足」を折半対象財源不足という。

³⁶ 政府は「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、今後3年間の集中的な取組として「加速化プラン」を掲げている。同プランには、児童手当や育児休業給付の拡充等が盛り込まれており、財政規模については、予算編成過程において3兆円半ばの充実を図るとの方針が示されている。

³⁷ 税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和5年6月30日）

(2) 令和5年度与党税制改正大綱における検討事項

令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党、公明党）では、令和6年度以降の税制改正に向けた検討事項が示されている。

その中では、法人事業税に係る外形標準課税³⁸について、資本金1億円以下への減資による対象法人数の減少等が生じており、法人税改革の趣旨³⁹や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあることから、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することとしている。

自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税の在り方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討することとしている。

そのほかにも、森林環境税・森林環境譲与税について森林整備を始めとする必要な施策の推進につながる方策の検討、地方税務手続のデジタル化等についての考え方が示されている。

(3) e L T A X を通じた地方税以外の地方公金納付のデジタル化

地方団体の公金収納については、現行においても、指定納付受託者制度⁴⁰を活用し、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等による納付が可能となっている。しかし、地方団体の公金収納の事務の効率化や住民・民間事業者による公金納付の利便性向上等の観点から、地方税以外の公金についても、地方税共同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）を活用した収納を可能とすべきとの声⁴¹が上がっていた。

これを踏まえ、政府は、令和5年3月、e L T A Xを活用した公金収納を可能とするための取組方針⁴²を決定した。この中では、地方税統一QRコード（二次元バーコード）を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本として、地方団体の判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、令和6年の通常国会において、所要の立法措置（地方自治法、地方税法⁴³等）を講ずる等⁴⁴とされている。

総務省の検討会⁴¹においては、取組方針の決定を踏まえ、e L T A Xを活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について、令和5年6月より検討が行われている。

³⁸ 資本金1億円超の普通法人が対象。

³⁹ 課税ベースを拡大する一方で税率を引き下げ、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を広く薄く負担を求める構造にすること。

⁴⁰ 公金の納入義務者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方団体の長が指定する事業者に納付を委託する制度（地方自治法第231条の2の2、第231条の2の3）。

⁴¹ 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会

⁴² 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）

⁴³ 昭和25年法律第226号

⁴⁴ 令和5年10月6日には、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」（地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議）が決定されている。

(4) 令和6年度税制改正要望

我が国は、少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会を実現すること等の課題に直面しているとされる。

こうした状況下、「骨太の方針2023」において、「新しい資本主義」を更に加速し、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げるとした。

地方税体系の構築に向けては、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むとされた。

その後、令和5年8月末までに各府省庁から総務省に改正要望が提出された。主な改正要望としては、森林環境譲与税の譲与基準の見直し、企業向け賃上げ税制の拡充及び延長、地方法人課税の見直し、外形標準課税・自動車関係諸税の在り方の検討等であった。

4 行政の基本的制度

統計制度

公的統計は、行政・国民が合理的な意思決定を行うための重要な情報であり、信頼できる有用な統計の継続的な提供が不可欠とされる。しかし、近年の公的統計に係る不適切事案⁴⁵においては、統計に携わる職員の公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ・公的統計に対する無関心、統計予算・人員の削減と専門性を有する人材の不足や統計調査に係る不適切処理が発覚した際に批判やマイナス評価を受ける恐れから、職員が対処を忌避しようとするなどの構造的な問題が指摘されていた⁴⁶。

統計法（平成19年法律第53号）は、概ね5年ごとの基本計画（公的統計の整備に関する基本的な計画⁴⁷）の策定を政府に求めており、政府は、令和5年3月28日、公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し（不適切事案への対応を含む）、令和5年度を始期とする新たな基本計画（第Ⅳ期基本計画）を閣議決定した⁴⁸。

ア 統計委員会意見（第Ⅲ期基本計画の取組の総括）

前期の基本計画である第Ⅲ期基本計画については、策定の過程及び計画期間中にいくつかの動きがあった。

⁴⁵ 毎月勤労統計調査に係る不適切事案（平成30年12月）、建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案（令和3年12月）

⁴⁶ 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書」（平成31年2月27日）、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年1月14日）

⁴⁷ 公的統計の総合的な品質向上を目指して、今後の取組、方向性等が記載されている。

⁴⁸ 第Ⅰ期基本計画（平成21年3月13日閣議決定）は平成21～25年度、第Ⅱ期基本計画（平成26年3月25日閣議決定）は平成26～29年度、第Ⅲ期基本計画（平成30年3月6日閣議決定（令和2年6月2日一部改定））は平成30～令和4年度が計画期間であった。

策定の過程においては、平成28年12月に「統計改革の基本方針」が決定⁴⁹されたことを受け、統計改革推進会議等において統計改革の方向性が示された。そのため、第Ⅲ期基本計画は1年前倒しで策定されることとなった。同計画には、統計をめぐる社会経済情勢の大きな変化を反映して、GDPを軸とした経済統計改善、E B P M⁵⁰推進体制の構築等の統計改革の推進を図るための各種施策が示された。

計画期間中の平成30年12月には、統計ユーザー等に公的統計に対して不信を抱かせる不適切事案が明らかになったことから⁵¹、統計委員会⁵²は、同様の問題の再発防止、統計の品質確保・向上を目指した建議を行った⁵³。これを踏まえ、計画期間の途上で第Ⅲ期基本計画の改定が行われた（令和2年6月2日閣議決定）⁵⁴。

このように策定・改定された第Ⅲ期基本計画の下で、「①E B P Mや統計ニーズへの的確な対応」、「②国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進」、「③国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上」、「④ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進」、「⑤統計改善の推進に向けた基盤整備・強化」を基本的な視点として、各種取組が推進された。

令和4年12月27日、第Ⅲ期基本計画の終了に際して統計委員会は、これらの取組に一定の成果があったとする一方で、デジタル経済の急速な拡大やグローバル化の進展を始め社会経済情勢の変化に伴い、統計へのニーズも多様化・高度化しており、調査対象や調査環境の変化が進むなど、公的統計には課題が山積していると総括した⁵⁵。

イ 第Ⅳ期基本計画の概要

政府は、前述の統計委員会意見を踏まえて作成した第Ⅳ期基本計画の案について、統計委員会に諮問し、統計委員会は、パブリックコメントの結果も参照しつつ審議を進め、答申を行った⁵⁶。

令和5年3月28日、政府は答申を踏まえ、公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅳ期基本計画を閣議決定した。

第Ⅳ期基本計画においては、公的統計が社会の重要な情報基盤として、様々な利用者の適切な意思決定に役立つものとなるよう、「総合的な品質の高い公的統計」を適時かつ確実

⁴⁹ 経済財政諮問会議決定

⁵⁰ E B P M : Evidence-based Policy Making

⁵¹ 毎月勤労統計調査に係る不適切事案

⁵² 統計法（平成19年法律第53号）第44条を設置根拠として、総務省に設置されており、統計に関する基本的事項、基本計画の案、基幹統計調査（総務大臣が指定する特に重要な統計作成のための調査）の変更など統計法に定める事項に関する調査審議を行うこと、関係大臣に必要な意見を述べることを所掌事務としている。

⁵³ 「公的統計の総合的な品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）

⁵⁴ なお、建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案に関しても、統計委員会は建議を行った（「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日））。

⁵⁵ 統計委員会「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（意見）」（令和4年12月27日）

⁵⁶ 諮問第169号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」（令和5年2月1日諮問、令和5年3月7日答申）

に提供することを目指し、「①社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進」、「②統計の国際比較可能性の向上」、「③ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進」、「④品質の高い統計の作成のための基盤整備」、「⑤デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」の基本的視点に基づき、各種施策を推進することとしている。

令和5年度から5年間の主な取組として、総務省が令和5年前半までに「統計作成ガイドブック」を策定し、それを踏まえて各府省が業務マニュアルの整備・更新を行っていくこととしたほか、オンライン調査の推進（オンラインによる回答割合の向上⁵⁷⁾のためのシステム⁵⁸⁾の改善、統計の品質管理体制の充実のための統計品質管理官（仮称）⁵⁹⁾の新設等が盛り込まれた。

5 情報通信

(1) N I C Tのサイバーセキュリティ関連業務

ア I o T機器に対するサイバー攻撃と政府の対応策

ネットワークカメラ、一般家庭用ルーター等、あらゆるものがインターネットと接続するI o T (Internet of Things) 技術の進展は著しく、人々の生活を便利にしている一方で、我が国が観測したサイバー攻撃関連通信のうちI o T機器を狙った攻撃が全体の3割を占めるとの報告⁶⁰⁾があるとおり、I o T機器はサイバー攻撃の標的として狙われやすいという一面もある。

サイバー攻撃により遠隔操作が可能となったI o T機器は、目標のウェブサイト等へ、不正アクセスや大量の問合せを送りつけて過度な負荷をかけ正常な運用を妨げる攻撃（D D o S攻撃）に悪用するための「踏み台」となってしまうことが問題となっている。

この対策として、平成30年の電気通信事業法・N I C T法⁶¹⁾改正（以下「平成30年改正」という。）により、国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）が令和元年から令和6年3月末までに限り、脆弱なI o T機器の調査、結果に基づく個別の管理者等への注意喚起を行うことができるようになった。この取組は、N O T I C E (National Operation Towards IoT Clean Environment) と呼称されている。

イ N I C Tの調査と不正アクセス禁止法等との関係

N O T I C Eの一環としてN I C Tは、国内のあらゆるI o T機器に対して容易に推測

⁵⁷⁾ 令和5年度からの5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組むこととしている。

⁵⁸⁾ 政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）

⁵⁹⁾ 統計品質管理官（仮称）とは、統計分析審査官の体制を大幅に見直し、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる職員であり、総務省に配置され各府省に派遣し、職務を遂行することとされている。

⁶⁰⁾ N I C T「N I C T E R観測レポート2022」（令和5年2月14日）

⁶¹⁾ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）

されるIDやパスワード⁶²を用いてログインを試み、悪用されるおそれのある機器を特定している。このログインを試行する行為は、本来、不正アクセス禁止法⁶³における「不正アクセス行為」に相当し禁止される⁶⁴が、平成30年改正により、NICTによる当該調査は「特定アクセス行為」とされ、不正アクセス行為から除外された（NICT法附則第8条第7項）。

また、この調査は、容易に推測されるIDやパスワードを外部から入力することなどによりサイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器であるかを確認するものであり、当該IoT機器と第三者との間の通信の内容等を知得、窃用又は漏えいするものではないため、日本国憲法で保障された「通信の秘密」の侵害には該当しない⁶⁵。

ウ IoT機器のサイバーセキュリティをめぐる現状⁶⁶

平成30年改正後においても、IoT機器は製品寿命が長く監視が行き届きにくいこと、開発者が想定していなかった接続が行われる等の特性から、依然としてサイバー攻撃の対象として狙われやすくなっており、デジタル化の進展を背景に踏み台となる可能性のあるIoT機器の数は引き続き増加していくと見込まれている。近年においてもDDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害が複数発生しているほか、IoT機器の悪用方法が多様化しており、デジタル活用の進展とともにその重要性が増す中で、情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することは一層重要となっている。

エ 今後の対策

このような現状を踏まえ、令和5年6月、「情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策分科会」は取りまとめ⁶⁷を公表し、NICTが実施するIoT機器に対する調査を延長・拡充することの必要性を示した。これを受け、NICTの当該調査を令和6年4月以降も継続できるよう、今国会にNICT法改正案が提出される見込みである。

(2) NTT法の見直し等の情報通信政策をめぐる議論について

ア 背景

昭和59年の日本電信電話株式会社法⁶⁸（以下「NTT法」という。）及び電気通信事業法の制定による通信の自由化以後、情報通信産業の構造はめまぐるしく変化してきた。我が

⁶² 入力するID・パスワードは「12345678」や「password」等である。開始当初は約100通りであったが、令和2年10月からは約600通りに拡大された。

⁶³ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

⁶⁴ 不正アクセス禁止法第2条第4項第1号

⁶⁵ NOTICEサポートセンター「よくある質問」<<https://notice.go.jp/faq>>（令和5年9月25日閲覧）

⁶⁶ 総務省 サイバーセキュリティタスクフォース「ICTサイバーセキュリティ総合対策2023」（令和5年8月） 付録4 「情報通信ネットワークにおけるサイバーセキュリティ対策分科会とりまとめ」

警察庁「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和5年9月21日）

⁶⁷ 脚注66に同じ

⁶⁸ 現在の題名は「日本電信電話株式会社等に関する法律」である。

国の通信自由化から39年が経過し、電話を主眼としたNTT各社⁶⁹に課せられた規制や義務、NTT株式の政府保有義務（3分の1以上）等、電気通信事業の在り方について抜本的な見直しの必要性が指摘されてきた⁷⁰。

令和5年8月28日、松本総務大臣（当時）は、情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問した。これは、令和2年の電気通信事業法改正時の附則において、施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるとされたことに伴うものである。

諮問を受けて、情報通信審議会は特別委員会⁷¹を設置し、令和6年夏頃の答申を目指して同委員会において審議が進められている。

一方で、自由民主党においても防衛関係費の財源に関する検討の中で、NTT株式の政府保有義務をはじめ、「NTT完全民営化の選択肢も含め、NTT法のあり方について、経済安全保障にも配慮しつつ、速やかに検討すべき⁷²」とされており、年内をめどに政府への提言をまとめる方針とされている。

イ 議論の内容

通信政策特別委員会の検討においてはNTT各社に関して、大きく、次の4つの論点が挙げられている。

(7) ユニバーサルサービスの確保

現在のNTT法においては旧来の電話回線（メタル回線）を用いる加入電話、電気通信事業法では加入電話及び高速度データ伝送（ブロードバンド）⁷³がユニバーサルサービスとして規定されている。

しかし、令和4年度における加入電話の回線数は、移動体通信の10分の1以下、IP電話の3分の1以下の規模に縮小⁷⁴しており、加入電話からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービス対象の見直しの必要性、ブロードバンドサービスのラストリゾート（最後の担い手）事業者としての役割がNTT各社に期待されている。

(4) 公正競争の確保

NTT各社は、日本電信電話公社時代に整備された全国規模の線路敷設基盤⁷⁵を継承して、電話やブロードバンド等のサービスを社会インフラとして提供しており、加入電話及び光ファイバー等の固定通信において独占力を維持してきた。低廉・多様で安心・安全な

⁶⁹ 日本電信電話株式会社（NTT持株）、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）

⁷⁰ 『日本経済新聞』（2023. 8. 22）

⁷¹ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会

⁷² 自由民主党 防衛関係費の財源検討に関する特命委員会 提言（令和5年6月8日）

⁷³ 有線のものに限定（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条の3第1項）。

⁷⁴ NTT持株「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する事業者ヒアリング資料」（令和5年9月12日）

⁷⁵ 電柱や管路等がこれに該当する。ボトルネック設備とも呼ばれる。

サービスを確保するための競争ルール等の整備について議論が求められているが、このようなNTT各社による独占力を維持したまま完全民営化、あるいは規制緩和されることについて、競合する通信事業者からは公正競争確保の観点から懸念が示されている⁷⁶。

(ウ) 国際競争力の強化

我が国の情報通信分野における国際競争力の一層の強化を図る観点から、NTTグループには同分野の基盤的技術のイノベーション等において牽引的な役割を果たすことが期待されている。一方で、NTT法には、NTT各社に対する通信技術に関する研究の推進及び成果を普及する責務について規定されており、それを受けて、現在、原則として適正な対価を前提として積極的な研究成果を開示することとしてきた⁷⁷。しかし、先端的な機微技術を外資企業も含めて広く開示することについて、NTT各社の国際競争力強化を阻害しているとの意見⁷⁸や経済安全保障上の懸念のある企業への流出のおそれがあるために抜本的に見直すべきとの指摘があり⁷⁹、早急な見直しが必要であるとされている⁸⁰。

(エ) 経済安全保障の確保

国内通信網の中核を担うNTT各社は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため「外国人役員規制」が課せられ、NTT持株については加えて「出資規制」が課せられている。

NTT株式の政府保有を前提としていた外為法とNTT法との関係、外国人役員規制及び出資規制等について、我が国の経済安全保障の確保とNTTグループのグローバルな事業展開に対応した外資規制等の在り方について検討が進められている。

6 放送

(1) デジタル時代における放送の在り方

放送は、信頼性の高い情報発信や災害・地域情報等の共有等、社会基盤として大きな役割を果たしているが、その一方で、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴端末の多様化、テレビ離れ、放送の広告市場におけるシェアの縮小等、取り巻く環境が急速に変化している。

このような環境変化等を踏まえ総務省は、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）にて検討を行い、令和4年8月に取りまとめを公表した。同取りまとめを踏まえ、総務省令改正⁸¹や放送法・電波法の

⁷⁶ 令和5年9月12日、通信政策特別委員会において、KDDI株式会社高橋社長、ソフトバンク株式会社宮川社長、楽天モバイル株式会社三木谷会長ら出席し、それぞれ意見が述べられた。

⁷⁷ NTT持株「研究開発成果の利用」〈<https://www.rd.ntt/use/>〉（令和5年9月27日閲覧）

⁷⁸ 『産経新聞』（2023.9.30）

⁷⁹ 『日本経済新聞』（2023.9.4）

⁸⁰ 令和5年9月21日、情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会において、NTT各社の研究成果の開示ルールを早急に見直す方針が了承された。総務省は、法改正ではなく運用の見直しで対応可能としている。『朝日新聞』（2023.9.22）

⁸¹ 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の12地域制限の撤廃等、マスメディア集中排除原則を緩和するもの（令和5年総務省令第13号）。

改正⁸²が行われた。

検討会は同取りまとめ以降も、「衛星放送及びケーブルテレビ」、「放送用の周波数の有効利用」、「放送の真実性・信頼性の確保」等について更なる検討を重ね、令和5年9月6日、これらの課題について今後の方向性を提言する第2次取りまとめ（案）を公表した。

(2) NHKのインターネット活用業務

ア 経緯

令和元年の放送法改正により、放送番組のインターネット常時同時配信が実施可能となったことを受け、NHKは令和2年4月から「NHKプラス」として、一部の地上放送番組の「常時同時配信」及び放送終了後7日間の「見逃し番組配信」を提供している。

令和3年8月、武田総務大臣（当時）はNHKに対し、テレビを保有していない者を対象としたインターネット配信についての社会実証の実施を要請した。そこでNHKは、視聴時間が1日当たり1時間程度以下の者を対象に社会実証を2回実施した。

令和4年4月から行った第一期では、NHKの機能やサービスに高い評価を受けたことを受け、NHKが放送で担ってきたことと同一の社会的な意義について、インターネット上で果たすことの妥当性が一定程度示されたと言えるとした⁸³。

令和5年2月、「安全・安心を支える」「あまねく伝える」を強化するとして修正経営計画を決定したことも踏まえ、より具体的にNHKに期待される役割・機能を検証するため、「災害マップ⁸⁴」、「一望・連続再生⁸⁵」についての社会実証（第二期）を行った結果、いずれのサービスも、放送と同様の効用をもたらすことが確認されたとした⁸⁶。

イ 公共放送ワーキンググループ

(7) 背景・検討事項

令和4年9月、総務省は、NHKにおけるインターネット配信の在り方について具体的かつ包括的に検討を行うため、検討会の下に「公共放送ワーキンググループ」を設け、①インターネット時代における公共放送の役割、②NHKのインターネット活用業務の在り方、③同業務に関する民間放送事業者との協力の在り方、④同業務の財源と受信料制度について検討することとした。

同ワーキンググループが令和5年8月31日に公表した取りまとめ（案）では、「NHKは、メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制の枠組みの下で、放

⁸² 複数の放送対象地域における放送番組を同一化するための制度の創設、中継局設備の共同利用を可能とするもの（令和5年法律第40号）。

⁸³ NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」（令和4年6月2日）

⁸⁴ 災害報道の情報を蓄積して、地図上に可視化し、危険予測・判断材料を提供する機能。社会実証では、令和2年7月に熊本県の球磨川流域を中心に発生した豪雨災害を例に、被害状況の映像などを地図上で時系列に可視化した。

⁸⁵ 総覧視聴や番組・ニュースリスト、検索などの機能で、多角的視点に触れるようにNHKが選んだ主要ニュースや番組などを混ぜて提示するサービス。

⁸⁶ NHK「インターネットでの社会実証（第二期）の結果報告」（令和5年5月23日）

送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべき」であるとした。

取りまとめ(案)のうち、下記(イ)及び(ウ)の事項について、早ければ来年の通常国会に放送法改正案が提出されると報道されている⁸⁷。

(イ) NHKのインターネット活用業務の在り方

現在、NHKのインターネット活用業務⁸⁸は、その実施がNHKの判断に任されている任意業務とされている⁸⁹。

これに対し、取りまとめ(案)は、視聴者の多くが、インターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえ、当該業務の位置付けを、任意業務からその実施が義務付けられる必須業務⁹⁰とすることにより、インターネットでも、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴することのできる制度に変更すべきとした。

また、現在、NHKが無料でインターネットにおいて提供している理解増進情報⁹¹の制度は、廃止すべきとした。その上で、テキスト情報については国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報等に限定すべきとした。また、民放等との公正競争を担保するための競争評価の仕組みを講じるべきとした。

(ウ) インターネット活用業務の財源と受信料制度

現行制度においては、NHKのテレビ放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務を負う（放送法第 64 条第 1 項）こととされており、インターネットに接続された通信端末を所持することをもって、NHKとの受信契約を締結する義務はない。

常時同時配信サービスであるNHKプラスは、受信料を財源とする放送の補完であることから、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用することができる。

これに対し取りまとめ(案)では、テレビなどの受信設備を持たずにNHKプラスで視聴する者に対しても、相応の費用の負担を求めることが適当であるとした。ただし、スマートフォン等の通信端末を取得・保有しただけで費用負担を求めることは適当でないとして、①視聴アプリのダウンロード、②IDやパスワードの取得・入力、③一定期間の試用・利用約款への同意等の積極的な行為を費用負担の要件として例示している。

(3) NHKにおける諸問題

インターネット活用業務に係る不適切な調達手続き問題

令和 5 年 10 月現在のNHK「インターネット活用業務実施基準」では、インターネット

⁸⁷ 『毎日新聞』(2023. 8. 30) 等

⁸⁸ あらかじめ実施基準を定め、その実施基準について総務大臣の認可を要する。

⁸⁹ 放送法第 20 条第 2 項

⁹⁰ 放送法第 20 条第 1 項

⁹¹ 特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものであり、番組を周知・広報するものや番組内容を解説・補足するもの、視聴に関して参考となるべき情報等とされている。

常時同時配信は地上放送番組に限られている。NHKは、前田会長（当時⁹²）時代の令和4年12月、一部役員らの稟議を経て、実施基準にないことから認められていないにもかかわらず、衛星放送番組の同時配信を名目とする設備の整備（NHKプラスにおける衛星放送番組の配信対応整備）のため、約9億円を令和5年度NHK予算案に計上することを決定した。同予算案は経営委員会の議決（令和5年1月）を経て、令和5年3月に国会で承認された。

令和5年4月、NHKは衛星放送番組の同時配信を名目とする一部の調達が進められていることを覚知し、速やかに関連する業務を停止するとともに、内部調査を開始した。調査の結果、発覚時点で着手していた内容は「地上放送の同時配信のバックアップ」や「4K放送の周知広報」に必要なものであり、衛星放送の同時配信を目的とした開発は未契約で、違法性が疑われる支出は認められないとした⁹³。NHKは、これらの結果を経営委員会（同年5月16日）と総務省（同月29日）に報告した。

同年7月、NHKは、当時調達に関係した役員のうち6名に対し、稲葉会長が嚴重注意を行ったこと、当該役員が在任当時における役員報酬の一部を自主返納すること、前田前会長の退職金を10%減額することを発表した。

また、NHKは同月25日、経営の意思決定におけるチェック体制の整備・強化、人材教育の強化等の再発防止策を公表した⁹⁴。同日、総務省はNHKの再発防止策を評価するとしてコメントを発表した⁹⁵。

7 郵政事業

(1) デジタル社会における郵便局の地域貢献に関する検討

総務省は令和4年10月、地理的・時間的な制約の克服を可能とするデジタル社会において、全国津々浦々に存在する郵便局が果たす地域貢献の在り方について、情報通信審議会に諮問した。諮問を受け情報通信審議会は同月より郵政政策部会で調査審議を進め、同年12月に「『デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方』中間報告」を公表した。

同中間報告では、地方自治体から寄せられた郵便局への多種多様な地域貢献ニーズを整理するとともに、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」に関して、基本的な考えと実施すべき取組が示された。これに基づき、令和5年にマイナンバー法⁹⁶が改正されたため、今後、市町村から指定された郵便局において、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能となった。

郵政政策部会では、中間報告において示した「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」のための取組についてフォローアップするとともに、最終的な答申の取りまとめに向けて、引き続き調査審議が進められている。

⁹² 令和5年1月24日任期満了により退任。

⁹³ NHK「インターネット活用業務に係る不適切な調達手続きの是正について」（令和5年5月30日）

⁹⁴ NHK「稟議事案に関する再発防止策について」（令和5年7月25日）

⁹⁵ 総務省「NHKのインターネット活用業務に係る設備調達についての総務省コメント」（令和5年7月25日）

⁹⁶ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(2) 定期性の旧郵便貯金の時効による消滅問題と運用見直し

平成19年の郵政民営化以前に預入した定期性の郵便貯金(定期郵便貯金・定額郵便貯金、以下「旧郵便貯金」という。)は、民営化後においても政府保証を継続する等の理由により、ゆうちょ銀行ではなく、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(現在の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、以下「機構」という。)に移管された⁹⁷。旧郵便貯金は、満期翌日から20年後に送付する催告書の発送の日から2か月間貯金の払戻しが無い場合に権利消滅することとなっている⁹⁸。催告書は転居等により8割が未達となっている状況であり⁹⁹、令和3年度の権利消滅額は457億円に上った¹⁰⁰。

また、権利消滅の取消しを請求することは可能であるが、入院や海外転居等の事由により催告書が届かなかったことを証明する書類の提出が求められるなど、権利消滅の取消し承認のハードルが高く審査が不透明であるとの指摘もされていた¹⁰¹。

このような事態を受け総務省は、令和5年9月1日、機構に対し旧郵便貯金の払戻しに関する運用見直しを検討すること、及びその検討結果について同月7日までに報告するよう要請した。

要請では運用見直しの方向性として、①貯金や催告書の存在を認識していなかった等の事項について、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には払戻しの請求に応じること、②払戻しの請求の確認に当たっては、適切かつ請求者にとってより負担の少ない形で行うこと、③運用見直しの態勢の整備及び実施時期の明確化、④見直しの周知に取り組むことを求めている。

機構は同月7日、上記①～④の要請に沿って運用の見直し等を実施する旨、総務省に報告した。

8 消防行政

消防団の充実強化

我が国の消防体制は、専任の消防職員からなる常備消防(消防本部及び消防署)と他に職業を持つ非常勤職員で構成される消防団からなっている。このうち、消防団は、常備消防機関のない町村においては、消防活動を全面的に担っており、常備消防機関のある市町村においても、火災時に初期消火や残火処理、大規模災害時に住民の避難誘導や救出・救助活動を行うなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかし、消防団員数は、年々減少が続いており、平成2年に100万人、平成19年に90万人、令和4年に80万人を割り込み、令和5年4月時点で約76万人にまで減少している。特に直近の2年間では、単年度の減少幅が連続して2万人を超えるなど危機的な状況が続いてい

⁹⁷ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号、以下「整備法」という。)附則第4条

⁹⁸ 旧郵便貯金には、整備法附則第5条の規定により、廃止された旧郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第29条「貯金に関する権利の消滅」の規定が廃止後もなお効力を有するものとして適用される。

⁹⁹ 『朝日新聞』(2023.9.2)

¹⁰⁰ 令和4年度は197億円であった。

¹⁰¹ 『朝日新聞』(2023.5.23)

る。このため、消防庁は、報酬等の処遇改善に取り組むとともに、被雇用者、女性、学生などの多様な人材の入団を促す取組を行ってきた。

このうち、消防団の処遇改善に関して、政府は、令和3年4月、消防団員の処遇の適正化を図るため、「非常勤消防団員の報酬等の基準¹⁰²」（以下「基準」という。）を策定し、各市町村に対し、令和4年度からの基準の適用に向け必要な条例改正等を行うよう要請するとともに、消防団員の報酬等について、地方交付税の算定方法を見直した。その結果、令和5年4月1日時点で年額報酬が標準額（36,500円）以上となった市町村数は、1,479団体（全体の86.0%）となり、令和2年4月1日時点の492団体（同28.3%）から大幅に増加した。

Ⅱ 第212回国会提出予定法律案等の概要

1 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案

情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）がサイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定等を整備し、あわせて、同機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行うもの

2 NHK令和4年度決算（日本放送協会令和4年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）

（参考）継続法律案等

○ 日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号）

公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの

○ インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外4名提出、第208回国会衆法第36号）

インターネット^{ひぼう}誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの

○ 地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号）

普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める

¹⁰² 基準では、①消防団員への報酬は年額報酬と出勤報酬の2種類とすること、②年額報酬は「団員」階級の者について36,500円、出勤報酬は災害時1日当たり8,000円をそれぞれ標準額とすること、③報酬等は団員個人に対して市町村から直接支給すること、などが定められた。

方法により求めることができる規定を設けるもの

- 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国衆法第45号)
地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの
- 地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第46号)
地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
- NHK令和2年度決算(日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)(第207回国会提出)
- NHK令和3年度決算(日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)(第210回国会提出)

内容についての問合せ先 総務調査室 相原首席調査員 (内線68420)
--